

# 障害児通所支援重要事項説明書

当事業者は障害児通所支援の指定を受けています。  
(兵庫県指定 第 2850800679 号)

当事業所はご利用者に対して障害児通所支援サービスを提供します。この重要事項説明所は、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人みかり会
- (2) 法人所在地 南あわじ市松帆高屋乙 192 番地
- (3) 電話番号 0799-36-2344
- (4) 代表者氏名 理事長 谷 村 誠
- (5) 設立年月日 昭和 27 年 5 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類  
障害児通所支援 平成 26 年 4 月 1 日指定  
児童発達支援事業・放課後等デイサービス（兵庫県指定 第 2850800679 号）  
当事業所は幼保連携型認定こども園 心の森と併設されています。
- (2) 事業所の目的  
児童福祉法令に従い、指定児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者に対し、適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 心の森
- (4) 事業所の所在地 神戸市垂水区清水が丘 3 丁目 1-16  
交通機関…舞子坂 4 丁目バス停より徒歩 1 分
- (5) 電話番号及び F A X 番号 電話番号 078-787-3500 F A X 番号 078-787-3510
- (6) 所長（管理者） 氏名 樋口 宏美
- (7) 当施設の運営方針  
障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との

交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

(8) 開設（サービス開始）年月 平成 26 年 4 月 1 日

(9) 併設事業 認可保育園

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

| 職種          | 常勤  | 非常勤 | 備考                                            |
|-------------|-----|-----|-----------------------------------------------|
| 管理者         | 1 名 |     | ※児童発達支援管理責任者を兼務                               |
| 児童発達支援管理責任者 | 1 名 |     | ※管理者を兼務                                       |
| 保育士・児童指導員   | 1 名 | 6 名 | ※児童発達支援・放課後等デイサービスを兼務<br>※常勤・非常勤併せて一日 2 名以上配置 |

### 4. 当事業所が提供するサービス内容

#### (1) 児童発達支援

幼稚園や保育所入園、もしくは就学に向けて障害児の発達の助長を目的に、通所により日常生活の基本的習慣を身につけ、コミュニケーション能力の向上を目指します。

- ① 営業日 土曜日（ただし、祝日・12/29～1/3 は休業）
- ② 営業時間 8:30～17:30
- ③ サービス提供時間 9:00～17:00
- ④ 利用定員 10 名（児童発達支援・放課後等デイサービスを合わせて）
- ⑤ 主たる対象とする障害の種類

事業の主たる対象とする障害の種類は、小学校就学までの重症心身障害児を除く障害児（発達が気になる乳幼児を含む）とする。

#### ⑥ 支援の内容

日常生活における基本的な動作の指導  
集団生活への適応訓練  
レクリエーション行事  
相談及び援助

#### (2) 放課後等デイサービス

放課後や学校休業日等に就学児童の通園により、社会適応訓練や自立訓練的な活動を行います。

- ① 営業日 月曜日～土曜日（ただし、祝日・12/29～1/3 は休業）
- ② 営業時間 月曜日～金曜日は、13:00～17:30  
土曜日は、8:30～17:30  
長期休暇等の学校休業日は、10:00～17:30
- ③ サービス提供時間 月曜日～金曜日は、13:30～17:00  
土曜日・長期休暇等の学校休業日は、10:30～17:00
- ④ 利用定員 10 名（児童発達支援・放課後等デイサービスを合わせて）
- ⑤ 主たる対象とする障害の種類  
事業の主たる対象とする障害の種類は、高等部卒業までの重症心身障害児を除く障害児（発達が気になる児童を含む）とする。
- ⑥ 支援の内容  
生活能力向上のための訓練  
集団生活への適応訓練  
レクリエーション行事  
相談及び援助  
利用者の自宅又は学校と事業所への送迎  
※送迎は希望に応じて行う。ただし、利用希望者数や回数等により、希望に応じ得ない場合もある。

## 5. サービス利用料金（契約書第 6 条参照）

### （1）利用者負担額

4. で示した支援内容に対して、市町村が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額をお支払いただきます【別表 1】

### （2）実費

定額負担額以外の食費・日用品費・通常の事業実施地域を超えた分の送迎に係る燃料費有料道路料金などの費用は給付費支給の対象ではありませんので、それに要した実費の料金をお支払いただきます【別表 2】

### （3）利用料金・費用のお支払方法

前記（1）の利用料金は一月単位にて、翌月 10 日以降に請求書をお渡ししますので、当事業所へ直接現金でお支払いをお願いいたします。

前記（2）の費用は一日単位にて、請求書をお渡ししますので、当事業所へ直接現金でお支払いをお願いいたします。

### （4）利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

②利用予定日の当日 9 時以降になって利用の中止の申し出をされた場合、食事代・おやつ代実費をお支払いいただきます。

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

#### (5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### 協力医療機関

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 医療機関の名称 | 山口医院                 |
| 所在地     | 神戸市垂水区舞子坂 3 丁目 5 ー 8 |
| 診療科     | 内科                   |

## 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の 7 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件（更新後の支給決定期間）で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 14 条参照）

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 契約期間が満了した場合（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合を除きます）
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合。（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は以下をご参照下さい）

#### (1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご利用者が入院された場合。（一部解約はできません）
- ③ 利用者の「障害児支援利用計画」が変更された場合。（一部解約は出来ません）
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第 18 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 14 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 7. サービス提供における事業者の義務（契約書第 9 条、第 10 条参照）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 9 条、第 10 条に規定される義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご利用者の同意を得ます。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、身の回り品以外は原則として持ち込むことができません。

### (2) 受給者証の確認

「住所」及び「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合は、速やかに事業者までお知らせください。

## 9. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①利用者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

- ②利用者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発

生した場合。

③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。

④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

## 10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## 11. 苦情の受付について（契約書第19条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付担当者

〔氏名〕 久野 明恵  
〔職名〕 保育士  
受付時間 月～土 9:00～17:00

#### ○第三者委員

〔氏名〕 総毛 秀子  
TEL 090-3032-0939

#### ○苦情解決責任者

〔氏名〕 樋口 宏美  
〔職名〕 管理者

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

### (2) 神戸市における苦情受付窓口

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係

電話番号 078-322-5232 / FAX 番号 078-322-6045

受付時間 8:45～12:00 及び 13:00～17:30

ただし、土日、祝日、年末年始は除く

令和    年    月    日

障害児通所支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者)

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害児通所支援の提供開始に同意しました。

(保護者)

住所

氏名

印

児童氏名

## 《 重要事項別表 》

### 【別表 1】利用者負担額

#### ○児童発達支援（1日につき）

神戸市（1単位 10.72円）

|                                                                                                                                                                           |                                                                               |                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 児童発達支援（児童発達支援センター以外で行う場合、障害児（重症心身障害児を除く）の場合、主に未就学児、定員 10 人以下）<br>区分1：医療的ケア児以外の場合（30 分以上1時間 30 分以下）<br>区分2：医療的ケア児以外の場合（1 時間 30 分超 3 時間以下）<br>区分3：医療的ケア児以外の場合（3 時間超 5 時間以下） |                                                                               | 区分1：901単位<br>区分2：928単位<br>区分3：980単位    |
| 加<br>算                                                                                                                                                                    | 児童指導員等加配加算（常勤換算 5 年以上）、1日ごとに                                                  | 123単位                                  |
|                                                                                                                                                                           | ※上限額管理加算（上限額管理対象の方のみ）、ひと月ごとに                                                  | 150単位                                  |
|                                                                                                                                                                           | ※個別サポート加算（対象の方のみ）、1日ごとに                                                       | 120単位                                  |
|                                                                                                                                                                           | 延長支援加算<br>延長支援加算1（30 分以上 1 時間未満）<br>延長支援加算2（1 時間以上 2 時間未満）<br>延長支援加算3（2 時間以上） | 61単位<br>92単位<br>123単位                  |
|                                                                                                                                                                           | 福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）                                                            | 加算率：13. 1%                             |
|                                                                                                                                                                           | 合計利用料金概算（1 日あたり・上限額管理対象でない・個別サポート加算対象の場合）<br>※上記単位数 × 10.72 円 × 0.1           | 区分1：約1152円<br>区分2：約1179円<br>区分3：約1231円 |

#### ○放課後等デイサービス（1日につき）

神戸市（1単位 10.72円）

|                                                                                                                                          |                                                            |                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 放課後等デイサービス（定員10人以下）<br>区分1：授業終了後に受け入れ（30 分以上 1 時間 30 分以下）<br>区分2：授業終了後に受け入れ（1 時間 30 分超 3 時間以下）<br>区分3：学校休業日（長期休暇や土曜日）に受け入れ（3 時間超 5 時間以下） |                                                            | 区分1：574単位<br>区分2：609単位<br>区分3：666単位  |
| 加<br>算                                                                                                                                   | 児童指導員等加配加算（常勤換算 5 年以上）、1日ごとに                               | 123単位                                |
|                                                                                                                                          | 送迎加算Ⅰ（片道につき）                                               | 54単位                                 |
|                                                                                                                                          | ※上限額管理加算（上限額管理対象の方のみ）、ひと月ごとに                               | 150単位                                |
|                                                                                                                                          | ※個別サポート加算（対象の方のみ）、1日ごとに                                    | 90単位<br>重度120単位                      |
|                                                                                                                                          | 延長支援加算<br>延長支援加算1（30 分以上 1 時間未満）<br>延長支援加算2（1 時間以上 2 時間未満） | 61単位<br>92単位                         |
|                                                                                                                                          | 福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）                                         | 加算率：13. 1%                           |
| 合計利用料金概算（1 日あたり・往復送迎利用・上限額管理対象でない・個別サポート加算対象・延長支援なしの場合）<br>※上記単位数 × 10.72 円 × 0.1                                                        |                                                            | 区分1：約959円<br>区分2：約996円<br>区分3：約1028円 |

【別表 2】実費

○児童発達支援

| 項目   | 内容                      | 料金     |
|------|-------------------------|--------|
| おやつ代 | 1 日につき                  | 100円   |
| 昼食代  | 1 食につき                  | 300円   |
| リース代 | 1 日につき                  | 50円    |
| 紙おむつ | 1 枚につき                  | 50円    |
| 布パンツ | 1 枚につき                  | 150円   |
| その他  | 利用者に負担していただくことが適当である諸費用 | かかった費用 |

○放課後等デイサービス

| 項目   | 内容                      | 料金     |
|------|-------------------------|--------|
| おやつ代 | 1 日につき                  | 100円   |
| 昼食代  | 1 食につき(土曜日・長期休暇等希望に応じて) | 400円   |
| 紙おむつ | 1 枚につき                  | 50円    |
| 布パンツ | 1 枚につき                  | 100円   |
| その他  | 利用者に負担していただくことが適当である諸費用 | かかった費用 |